



知基第222号
令和3年9月14日

環境省沖縄奄美自然環境事務所長
宇賀神 知則 殿

沖縄県知事 玉城 デニー



在沖米軍施設で保管するPFOS等を含有する水の取扱等について（要請）

令和3年8月26日午前9時5分、在沖米海兵隊から「本日9時30分頃から、PFAS廃水処理システムで処理された水を公共の下水道を通して放出する」との通知があり、その後、午後7時46分、沖縄防衛局から「本日18時30分に17,000ガロンの放出が終了した」との連絡がありました。

当該水の取り扱いに関しては、日米間で協議が進められていると承知しており、そうした中、米側が一方向的に放出したことについては、激しい怒りを覚えます。

PFOS等が日本のみならず米国においても問題視される中、我が国においては安全かつ確実な処理方法、処理基準及び処理が確実に行われた否かを確認する方法が定められておらず、また、米軍が実施する処理について、処理が確実に行われているか確認する手段も担保されてません。更に、在沖米軍施設におけるPFOS等の総量も明らかではありません。

今回のような公共下水道への放出は、浄化センターを通じて、海域等へPFOS等が拡散されることとなり、生物等への蓄積が懸念される等、県民生活へ計り知れない影響を与えるおそれがあります。

加えて、昨年4月の普天間飛行場や今年6月のうるま市の陸軍貯油施設においてPFOS等の漏出事故が相次いで発生したところであり、米軍の管理体制に不満が高まっています。

については、在沖米軍施設で保管するPFOS等を含む水の取り扱い等に関する下記事項について米軍に働きかけるよう要請します。

記

- 1 普天間飛行場をはじめとする在沖米軍施設で保管するPFOS等を含有する水については、今後、米軍施設外への放出を一切行わず、米軍の責任で焼却処理すること。
- 2 在沖米軍における全ての施設のPFOS等の保管状況を把握し、その管理及び処理計画を作成の上、公表すること。
- 3 在沖米軍施設の泡消火剤については、PFOS等を含まない製品へ速やかに切り替えること。
- 4 普天間飛行場及び嘉手納飛行場の周辺調査でPFOS等が高い数値で検出されていることから、両飛行場への立入調査を許可すること。